

岡田正文副市長に対する辞職勧告決議

岡田正文副市長は、令和元年7月6日に副市長に就任してからこれまで副市長としての職務を遂行してきた。

副市長の職務は、地方自治法に、「市長を補佐し、市長の命を受けて政策・企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督すること。また、市長の権限に属する事務の一部について、委任を受け、その事務を執行すること」と規定されている。

また、副市長は、市長をはじめ理事者と市議会との調整役であるとともに、市長のイエスマンではなく、時には市長に対して苦言を呈することができることも求められる。

我々市議会は、これまで岡田副市長の仕事ぶりを見てきたが、法が規定する副市長の職務の遂行や副市長に求められる能力を発揮してきたとは思えない。

特に、岡田副市長は、前市長からのハラスメントにより体調を崩していた職員に対し、ハラスメントと体調不良の因果関係を確かめていた。

たとえ、市長からの指示であったとしても、勇気を出して百条委員会の秘密会に証人として出席し、心身ともに疲弊していた職員に対するこの行為は、デリカシーのかけらもなく、職員を守るべき立場にある副市長として、あるまじき行為であったと言わざるを得ない。

以上のことから、岡田副市長には、前市長の独断専行を止められず、市政の混乱を招いた責任の一端があることは明白であり、また、職員や市議会との信頼関係を築くことができず、副市長としての資質を欠くものと判断する。

よって、本市議会は、岡田副市長に対し、速やかに副市長の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和3年9月30日

池 田 市 議 会